

## 割賦販売法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令について

平成 21 年 8 月  
商務流通グループ  
取引信用課

### 1. 改正の趣旨

平成 20 年 6 月に成立した特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 74 号。以下「改正法」という。）第 3 条及び第 4 条により、割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）について所要の改正措置が講じられた。この改正を受けて、割賦販売法施行規則（昭和 36 年通商産業省令第 95 号）について所要の改正を行う割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年経済産業省令第 37 号。以下「改正省令」という。）を本年 6 月 26 日に公布したところ。

本省令は、改正省令について一部改正を要する点があることから、所要の規定の整備を行うもの。

### 2. 主な改正事項

#### (1) 包括支払可能見込額調査義務の適用除外規定の一部改正

##### ① 極度額の一時増額

改正後の割賦販売法施行規則（以下「新省令」という。）第 43 条第 1 項第 2 号イは、発行済みカード等の極度額を一時的に増額しようとする場合であつて、その増額しようとする期間が 3 月以内であり、かつ、増額後の極度額が当該カード等の当初の極度額の 2 倍以内の範囲内であれば、一定の条件の下、改正後の割賦販売法（以下「新法」という。）第 30 条の 2 第 1 項本文に定める包括支払可能見込額調査を不要とするものである。ここで、改正省令においては、既に発行済みのカード等の当初の極度額を「法第三十条の二第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した包括支払可能見込額に法第三十条の二の二本文の経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額」と規定していたところ。

その結果、

i) 改正法施行前に交付等されたカード等

ii) 新法第 30 条の 2 第 1 項ただし書の経済産業省令で定める場合として新省令第 43 条第 1 項各号に基づき交付等されたカード等

については、新法第 30 条の 2 第 1 項本文に定める包括支払可能見込額調査を行っていないため、新省令第 43 条第 1 項第 2 号イに基づき、包括支払可能見

込額調査を不要とすることができないこととなっている。

そのため、これらのカード等について、3月以内の極度額の一時的増額をすることができず、クレジットカードの利便性を大きく損なうおそれがあるため、これらのカード等についても、当該規定を利用できるよう改正を行う。

## ②付随カード等

新省令第43条第1項第4号は、親カード等の極度額の範囲内で、付随カード等（具体的にはETCカードなど）を交付等しようとする場合又は付随カード等の極度額を増額しようとする場合は、新法第30条の2第1項本文に定める包括支払可能見込額調査を不要とするものである。

この親カード等に係る極度額についても、改正省令において上記①と同様の規定振りとしており、同様の問題が生じるおそれがあるため、①i)及びii)のカード等を親カード等とする付随カード等についても、当該規定を利用できるよう改正を行う。

## (2) 包括支払可能見込額調査の記録作成・保存義務に関する規定の一部改正

極度額が30万円以下のカード等を更新する場合、新省令第43条第2項第1号の規定に基づき、契約年月日など同号イ～ニに定める事項について記録を作成するとともに、同項柱書きに基づき、有効期間（更新された後の有効期間を含む。）の満了日まで当該記録を保存することとなっている。

そのため、

- ① 契約年月日は更新前にカード等を交付等した日であって、更新に伴って変化するものではないこと、また、契約年月日は同規定に基づき、契約締結当初から記録作成・保存が義務付けられることから、当該規定は更新時には意味のない規定となること
- ② 他の更新時（新省令第41条又は第43条第1項第3号に基づく更新時）においては、更新した一有効期間内のみを記録保存期間としているところ、30万円以下のカード等の更新時についてのみ、有効期間が更新された後も記録を保存し続けなくてはならないこととなり、事業者に過大な負担となること

の問題点が生ずることとなっている。

そのため、30万円以下のカード等の更新時についても、他の更新時と同様の記録保存義務の内容とすべく、所要の改正を行う。

(3) 包括支払可能見込額調査義務のうち、生活維持費に関する規定の一部改正

共働き夫婦の生活維持費については、改正省令第45条第2項第2号において、夫婦の年収を合算しない場合であって、当該配偶者から年収の申告を受けることができない場合については、当該配偶者から申告を受けた年齢、勤務先等の情報により合理的に推定した年収を用いることを認める規定を置いているところ。他方、同号のカッコ書きの中では、「当該配偶者から年収の申告を受けることができない場合にあつては、当該者に係る生活維持費の1/2に相当する額を用いる」こととしているため、結果的に、上記の推定年収が使用できない規定振りとなっている。

そこで、当該配偶者から年収の申告を受けることができない場合について、年収の合理的な推定が可能な場合は推定年収を用いることができるよう、「当該配偶者から年収の申告を受けることができない場合であつてその年収を合理的に推定できないときは、当該者に係る生活維持費の1/2に相当する額を用いる」旨の規定への改正を行う。

3. 施行期日等

公布日 平成21年8月31日（月）

施行日 平成21年8月31日（月）